

## 第 556 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 6 年 8 月 21 日（水） 9 時 59 分～11 時 16 分		
開始場所	広島合同庁舎 4 号館 2 階 11 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて 2 令和 6 年度広島県特定最低賃金の改正申出の必要性について 3 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて</p> <p>広島市教職員組合ほか 4 者から広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の意見に関する異議の申出があり、広島労働局長がその申出について審議会の意見を求める諮問を行った。</p> <p>まず、公、労、使各側委員が個別協議を行い、その後、各側の委員の代表から意見表明がなされた。</p> <p>労側委員は、「労側委員の立場としては十分な結果ではなかったが、審議会委員としては、主に専門部会において、物価上昇や取巻く環境までを踏まえて公労使三者で議論を重ね、導き出された結果であるので、異議を受けることはないのではないか。」との意見であった。</p> <p>使側委員は、「我々としては、官製最賃で決定した目安 50 円は今でも高いと思っている。物価高は理解するが、企業も高くなった原材料を仕入れて製品にし、十分に価格に転嫁することも出来ず納品し、収益の上昇しない中から防衛的賃上げを行っている。企業は厳しい経営状況の中賃上げを実施し、名目賃金は毎年確実に上がっている。物価上昇については、すべての人達が均等に受け取ることができる食料品や生活必需品のようなものに対して、政府がもっと補助すべきだと思う。それらをすべて企業に押し付けないうてくれと言いたい。憲法 25 条のことについては国が対応すべきであり、国や政府に対して行動を起こされれば良いと思う。時給を 1,500 円と言われるが、最賃はあくまでも最低ラインを決めるものだと理解している。それ以上の金額を、と言われるのであれば、それぞれが所属する団体と話し合いを持たれればと思う。また、全国一律と言われるが、47 都道府県がランク分けされているのは、経済の規模等が格段に違っているからで、それらを考えれば、一律が難しいことは分かると思う。加えて、他の国に対して低いとあるが、各国の経済実態、適用除外、減額措置等、最賃制度に大きな違いがあり、一概には比較できない。国による支援策については現在も各種あるが、対症療法的なものではなく、恒久的な支援策の充実を今以上をお願いしたい。公開の件は現在の内容で問題ない。今回、公益委員から各種データを基本に説明を受けた。その説明を受け、我々使側としては賛成したので、改めて審議する必要はないと思っている。」との意見であった。</p> <p>公益委員は、「広島県最低賃金の審議において、労使立場の違いはあれど、最低賃金の重要性を充分理解した上で、最低賃金決定の 3 要素について真摯に議論を尽くした。併せて、広島労働局に対し、賃上げしやすい環境整備や価格転嫁、年収の壁など直面する問題についての施策を審議会から要望しており、再審議の必要はない。」との意見であった。</p>			

た。

公、労、使各側委員からの意見をまとめ、会長は「中央最低賃金審議会で示された目安額を参考に、最低賃金決定の3要素に基づき、広島県の実情を慎重に検討した。特に、今年は「頻繁に購入する品目」を重視して審議した。また、広島労働局に対しては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、それに対する対策、さらに、年収の壁対策についても取組を強化するように要望した。このように、答申に至った経緯、ただ今各側委員からいただいた意見を踏まえ、異議申立ての内容に対し、答申内容の変更を検討する必要はないと思う。」と述べた。

これにより、令和6年8月5日付け答申のとおり決定することが適当であるとの結論に達し、審議会は広島労働局長に答申した。

## 2 令和6年度広島県特定最低賃金の改正申出の必要性について

事務局より、前回8月5日開催の審議会において、8業種の広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について諮問がなされたが、「各種商品小売業」は「必要性なし」と結論が出たものの、7業種については、使側からの「本日は保留としたい」との意見を受けて、本日の審議会で再度審議が行われることとなった旨の経過説明がなされた。

会長は、7業種の改正決定の必要性について労使各側に意見を求めたところ、労側委員からは「7業種の改正決定審議の必要性を理解いただきたい」との、また、使側委員からは「今年度については専門部会を設置して話し合うことまでダメだとは言わないので、7業種の話し合いについては、専門部会を設置していただくこととする。」との意見が出された。

これにより、審議会は、広島県特定最低賃金の改正決定について、7業種は「改正決定の必要を認める。」との結論に達し、広島労働局長へ答申した。

その後、広島労働局長から審議会に、7業種の改正決定についての、諮問がなされた。

## 3 その他

今後、特定最低賃金の改正決定については、年内発効を目指し、専門部会を設置して審議することとなるが、審議の結果、答申を取りまとめる審議会の開催回数は1回となった。

また、参考人からの意見聴取の有無については、労使ともに「必要なし」との意見であり、参考人からの意見聴取は行わないこととなった。

これにより、次回の審議会は、「特定最低賃金の改正決定について」を議題として、10月30日午後2時から開催される見込みとなった。